

修正（案）

4. 開催等

（４）議長は、協議の場の協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

（４－２）議員は、議長に対して、分科会の開催を求めることができる。

（５）分科会の開催、構成及び運営に関し必要な事項は、議長が協議の場に諮って定める。